

○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を  
改正する法律の施行期日を定める政令

(令和五年十月十八日)

(政令第三百五号)

岸田内閣

内閣は、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する  
法律(令和五年法律第三十九号)附則第一条の規定に基づ  
き、この政令を制定する。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施  
行期日は、令和六年四月一日とする。